

学生便覧
2026年度

学生生活のしおり

学生生活のしおり

学生証

1. 学生証は、本学の学生であることを証明する重要な身分証明書です。常時携帯し、本学の教職員から提示を求められた場合は、速やかに提示しなければなりません。
2. 本学では、学生証をデジタル化しています。デジタル学生証は、入学時に各自のスマートフォン等にインストールしてください。なお、卒業・退学・除籍等の学籍異動が生じた場合は、デジタル学生証は自動的に使用できなくなります。
3. 各種試験を受験する際は、デジタル学生証を提示してください。万が一、デジタル学生証を提示できない場合は、証明書発行機にて仮受検票を発行し、試験時に提示してください。
4. デジタル学生証に加え、プラスチックカード型の学生証も配付します。通学定期券の購入時など、必要に応じて使用してください。常時携帯の必要はありません。プラスチックカード型学生証には、有効期限が記載されています。有効期限が満了した場合は、1ヶ月以内に更新手続きを行ってください(無料で交換します)。なお、卒業・退学・除籍等の学籍異動が生じた場合は、速やかに返還しなければなりません。
5. プラスチックカード型の学生証を紛失または破損した場合は、「学生証再発行・交付願」を学生サービス課(紀尾井町キャンパスは学生支援グループ)に提出し、再発行手続きを行ってください。なお、いずれの理由に拘らず発行手数料として2,100円がかかります。

学籍番号の見方

「学籍番号」は、学生一人ひとりに与えられる10桁の番号です。履修登録や試験、授業の出席、その他さまざまな事務手続きに使用されます。学籍番号は入学してから卒業後も番号の変更はありません。大学の窓口を訪れる際や電話をかける際は、必ず「学籍番号」と「氏名」を名乗るようにしましょう。

課程記号	所属記号	入学年度	-	個人番号	課程	課程名
J	L	2026	-	001	留学生別科	日本語専修課程
J	C	2026	-	001	留学生別科	日本文化専修課程

※ 学籍番号 と ポータルシステム (JIU Portal) のユーザID は 異なる番号です。

書類等に「学籍番号」を記載する場合は、必ず正しい学籍番号を記入すること。

誤った例) 学籍番号でなくJIU PortalのユーザIDを記入する、英字が小文字、記号・年度を省略する

連絡事項・事務室開室時間

I 事務室開室時間

各キャンパスでの窓口等の開室時間は以下のとおりです。

千葉東金キャンパス

月～金曜日・・・8：45～17：15（11：30～12：30を除く）

東京紀尾井町キャンパス

【学部】月～金曜日・・・8：45～17：15（11：30～12：30を除く）

【大学院】月～金曜日・・・12：30～19：00

II 連絡事項

大学から学生への通知事項等は、すべてJIU Portalによってお知らせします。JIU Portalの通知を見落としのために必要な手続きがとれない等、修学に支障をきたす場合があります。毎日機会あるごとにJIU Portalを注意して見るように心掛けてください。JIU Portalは必ずログインをして、掲示を見てください。JIU Portalの転送メール（通知機能）では、添付ファイルの確認はできませんのでご注意ください。

授業関係

I 履修申請

履修申請とは、JIU Portal（専用Webサイト）より、登録（本学では「Web履修」と呼んでいます）することで、自己の学習計画を確立するとともに、申請した授業科目について履修する権利を持つことになります。

学年の始めに行われる履修申請の手続きは、非常に重要なものでありこの手続きを怠ったり、誤ったりすることは、その年度の履修が無効になったり、授業を受ける権利を放棄することになります。そのようなことでは卒業に支障をきたすことになりますので、特に留意して申請手続きを行ってください。

また、学年の始めには履修についての相談期間を設け、疑問にお応えします。期間・場所については、毎年オリエンテーション時にお知らせします。

II 授業時間

I時限	II時限	III時限	IV時限	V時限	VI時限
9:05～10:50	11:00～12:45	13:25～15:10	15:20～17:05	17:15～19:00	19:10～20:55

III 授業時間割

時間割について、JIU Portal（専用Webサイト）より確認をしてください。

また、クラスもしくは学籍番号によって編成されている科目がありますので、自分の所属するクラス等を確認かめて履修計画を立てるようにしてください。

教室番号の見方

教室番号の頭のアルファベットは棟を表し、後の数字で教室番号を表しますので、校地・建物配置図等を参考にしてください。

(例) B 103

Bは棟番号 103は教室番号

(例) G1-101

G1は棟番号 101は教室番号

IV 休講

担当教員から連絡があり次第、JIU Portalにより連絡します。また、始業時刻から30分以上経過しても教室に連絡のない場合は、学部事務室または共同事務室まで問い合わせてください。

*交通機関の運行停止（ストライキまたは自然災害などの場合）の際における授業の取扱いは、JRが始発時運行停止の場合に限り全日休講となりますので、本学ホームページ、ニュース速報等に十分注意してください。

V 欠席の取扱いについて

1. 欠席

大学の単位認定は、授業時間が基礎となっていますので、授業には毎回出席することを心がけてください。各授業科目において授業時数の1/3以上欠席した場合には、原則として当該授業科目の受験資格を失います。また、出席率が90%以上なければ、原則として学部・大学院へ進学するための推薦ができなくなります。

やむを得ぬ事情で授業や試験に欠席した場合は、欠席届と診断書（またはそれに代わるもの）あるいは理由書を添えて事務室で検印を受けてください。この欠席届の扱いについては各授業担当教員の判断に任されていますが、原則欠席扱いとなりますので注意してください。なお、欠席届の用紙は事務室窓口で受け取ってください。

2. 公欠

授業欠席の理由が、本学が定めた公欠事由に該当する場合（表1参照）、公欠届と必要な書類を添えて提出期限までに事務室に提出することにより、公欠が認められます。公欠が認められた期間の授業については欠席扱いとはなりません。但し、公欠が認められた場合でも、公欠と欠席を合わせて授業時数の半数以上（福祉総合学部、看護学部の指定養成課程科目・国家資格指定科目は授業時数の1/3以上）を欠席した場合は、原則として対象となる授業科目の受験資格を失います。公欠期間に行われた授業の対応については、各授業担当教員に相談してください。なお、公欠届の用紙は、事務室窓口で受け取ってください。

3. 就職活動に伴う欠席

就職活動のための授業の欠席は、公欠にはなりません。

表1. 公欠扱いになりうる欠席理由と手続き

対象 全学/個別	公欠理由	公欠期間	添付書類	届の提出期限	備考
全学	忌引き	一親等（父、母、子、配偶者） 一連続7日間 二親等（祖父母、兄弟姉妹など）一連続5日間 三親等（伯叔父母、曾祖父母など）一1日間 ※前後2日間ずつを限度に移動を伴う往復に要する日数を計算し認める場合がある。	会葬の案内状、礼状（困難な場合は保護者などによる理由書）	事後1週間以内	法事は含まれない
全学	学校保健安全法に定められた感染症（第一種、第二種、第三種）に罹患	診断書等に記入されている出席停止期間（2か月を超える場合を除く）または法的に定められた期間	医療機関発行の診断書または治癒証明書・公的機関の感染確認書類	事後1週間以内	対象外の病気や怪我の場合は「公欠」とはならない
全学	裁判員制度による裁判員（候補者）に選任	当該期間	裁判所が発行する証明書	公欠期間開始日の1週間前 （やむを得ない場合は事後1週間以内）	
全学	災害	当該期間	自治体発行の罹災証明書（の写し）	事後1週間以内	罹災証明書の発行が間に合わない場合は、発行後
全学	公共交通機関の運休等による通学不能（大学の休講措置の範囲外で）	当該期間	交通機関発行の遅延証明書等	事後1週間以内	
全学	介護等体験・教育実習、国家資格に関する実習、博物館実習等、履修登録している学外実習	実習等に参加する期間	各学外実習に関する所定の証明書	公欠期間開始日の1週間前	遠方の場合、移動に要する期間が含まれる場合もある
全学	本学が指定した海外研修、留学プログラム	当該期間	各海外研修、留学プログラムに関する所定の証明書	公欠期間開始日の1週間前	
全学	スポーツ・文化活動による公式大会出場や連盟等から推薦のあった強化合宿参加	大会等に出場する期間	公式行事参加証明書【学生サービス課所定用紙】、大会要項、日程表、連盟推薦書等、当該機関が発行した書類	公欠期間開始日の1週間前 （やむを得ない場合は事後1週間以内）	遠方の場合、移動に要する期間が含まれる場合もある
全学	特に本学が必要と認めたこと	当該期間	本学が指示する書類	公欠期間開始日の1週間前 （やむを得ない場合は事後1週間以内）	
メディア学部 映像芸術コース 芸能分野	芸能活動	当該期間	芸能事務所発行の活動証明書等	活動月の月末まで	詳細はメディア学部内規を参照

学籍関係

I 退学（学則第 65, 73 条）

やむを得ない理由により学業を継続することができないときは、その理由書を添え保証人連署のうえ、退学願を事務室に提出し、学長の許可を得なければなりません。

II 除籍（学則第 17, 61, 66, 74 条）

以下に該当する場合に、除籍されます。

1. 在学年限（本学に在籍できる最長年数）を超えた。
2. 授業料及び施設設備費の納入をしない。

保護者への成績通知表の開示について

本学では、保護者と連携した修学支援を進めるために、成績の開示を行っております。成績の開示について変更の問い合わせについては事務室にて所定の手続きをしてください。

アドバイザー制度

アドバイザー制度は、それぞれ担当教員を定め、各担当教員が皆さんにいろいろなアドバイスを行う制度です。担当教員や詳しいことについては、オリエンテーションにおいて説明します。

健康管理

健康を保持し、増進させていくことを目的に医務室があります。怪我をしたとき、体の調子が悪いときなど、遠慮なく利用してください。また、身長体重計、血圧計も設置してありますので利用してください。

I 医務室開室時間

千葉東金キャンパス 本部棟 1 階
月～金曜日・・・8：45～17：15（11：30～12：30 を除く）

東京紀尾井町キャンパス 1 号棟 2 階
月～金曜日・・・8：45～17：15（11：30～12：30 を除く）

東京紀尾井町キャンパス 3 号棟 1 階
【学部】月～金曜日・・・8：45～17：15
【大学院】月～金曜日・・・12：30～19：00（17：15以降は大学院生のみ受付）

II 健康診断

学校保健安全法に基づき、毎年3月末～6月（春学期入学生）と11月（秋学期入学生）に定期健康診断（内科健診、胸部X線検査、身体測定、検尿、血圧、視力）を実施しています。健康診断結果は、概ね1ヶ月後よりJIU Portalで確認できるようになります。

再検査が必要な学生には、JIU Portalから個別に案内をします。期限までに結果を所属キャンパスの医務室に提出してください。再検査費用は自己負担です。健康診断を受けなかった場合、健康診断証明書の交付ができない事は当然ですが、学外実習、課外活動、大学祭、奨学金申請にも支障をきたす場合があります。自身の健康状態把握のためにも必ず受診してください。止むを得ない理由により受診できなかった学生は、本学が指定する項目を医療機関で受診し、健康診断書を所属キャンパスの医務室に提出してください。費用は自己負担です。

学生相談室

学生相談室では、皆さんが学生生活の中で出会うさまざまな困りごとについて、一緒に考え話し合いながら、解決策を探していきます。「こんなこと、相談してもいいのかな」と思った時がタイミングです。困ったときは一人で抱えず、気軽に訪ねてきてください。ご家族からの学生に関する相談も受け付けています。

*****例えば,こんな相談があります*****

- 人間関係がうまくいかない。
- 大学での学びに困っている。
- キャンパスに居場所が見つからない。
- 心身が不調で、授業・学生生活に集中できない。
- 人とうまく話せない。
- 友人や家族について困っている。
- 不安や落ち込んだ気分になっている。
- 自分自身のことで悩んでいる。
- 将来のことで悩んでいる。

その他,「こんなことで相談していいの?」と思ったことでも,まずはご相談ください。

*****学生相談室では,こんなことをします*****

- 臨床心理士・公認心理師による相談（カウンセリング）。
- 学内外の他機関と連携したり,必要に応じてご紹介したりします。

*****利用について*****

本学に在籍している学生なら,どなたでも利用できます。ご予約の上,来室ください。ご友人,ご家族と一緒にの来室も可能です。相談時間は1回50分を予定しております。日本語での対応になりますのでご了承ください。

■学生相談室開室時間

- ・千葉東金キャンパス相談室 本部棟 4階
開室日時： 月・火・水・木・金 10:00~16:30
- ・東京紀尾井町キャンパス相談室 1号棟 5階
開室日時： 月・火・木 10:00~16:30（水・金は休室）

■予約方法

1. メールで予約
メールアドレス : kokoro@jiu.ac.jp
 - ①学籍番号・お名前
 - ②希望する日時（第1~3希望）
 - ③所属キャンパスを記入し連絡ください。開室時間内にこちらからお返事します。
2. 電話で予約
千葉東金キャンパス相談室 0475-53-2067
東京紀尾井町キャンパス相談室 03-6238-1274
3. 医務室もしくは事務室を通して予約

アルバイト

学生は学問に専念し、これを通じて人格形成につとめるべきで、アルバイトに多くの時間をさくことは決して好ましいことではありません。しかし、やむを得ないときは健康・勉学にさしさわりのない仕事を選びましょう。学生支援部では、アルバイトに従事する学生を労働災害や複雑な社会環境から保護し、勉学に支障をきたすことがないようにとの教育的な配慮から、求人職種に一定の制限を設けています。気軽に申し込んでトラブルに巻き込まれることのないよう、労働条件を確認し、自身の成長につなげる職種を選びましょう。求人については、学生アルバイト情報ネットワーク（詳細については本学 HPに掲載）、学生サービス課前掲示板にて紹介しています。

なお、留学生が日本へ入国後、アルバイトをする場合は、「資格外活動許可」が必要です。資格外活動許可の申請は、日本への新規の上陸許可に引き続いて申請を行うことができます。入国後、出入国在留管理局へ資格外活動許可を申請することもできます。

(1)アルバイト可能時間は、1週間につき28時間以内です。（長期休暇中は、1日8時間以内）

(2)風俗関連（パブ・スナック・キャバレー・マージャン店・パチンコ店・ギャンブル場・ゲームセンターなど）ではアルバイトをすることはできません。

(3)違法なアルバイトをした場合、処罰され、強制退去となることもあります。

日本への入国後3カ月間の生活状況・授業態度・出席率を確認しながら、アドバイザーと面談をし、別科長の承認を受けた後、アルバイトをすることができます。

アルバイトをするときは、次の事項を守ってください。

(1)授業出席率は90%以上を維持すること。

(2)アルバイト先が決定・変更したときは、「アルバイト先届出書」を事務室へ提出すること。

(3)資格外活動誓約書を事務室へ提出すること。

(4)成績が下がったり、遅刻が増えたり、留学生活に問題があれば、アルバイトを辞めること。

「闇バイト」の危険性について

SNSやインターネットの掲示板には、仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪の実行者を募集する投稿が掲載されています。簡単に高収入を得られるなら、と応募して、強盗や詐欺といった犯罪に加担することとなり、逮捕された人が多くいます。絶対に手を出さないでください。

施設使用

本学の体育施設・教室は、正課授業および準正課教育（課外活動等）で使用していますが、時間の許す限り一般学生にも開放しています。施設を使用するときは、学生サービス課で使用申請をしてください。

※入学試験、イベント開催等でキャンパス内の入構を制限することがあります。

拾得・紛失

学内で物品を拾得・紛失したときは、学生サービス課（東京紀尾井町キャンパスは3号棟学生支援グループ）に届けてください。拾得物は学生サービス課（東京紀尾井町キャンパスは3号棟学生支援グループ）で保管しています。

学内での忘れ物が多いため、持ち物には学籍番号等の記入をおすすめします。記名等のあるものは連絡します。拾得物は3ヶ月を経過後処理します。

普段から盗難防止のために、持ち物の保管・管理には十分注意してください。特に財布、携帯電話等の落とし物は、個人情報の漏洩に継がり危険です。

災害等、緊急時の対応について

キャンパス内において災害等が発生した場合、教職員の指示に従い、落ち着いて行動してください。また特に指示がない場合は、自主的に各避難場所に避難してください。

なお、緊急を要する連絡事項については、本学ホームページに掲載することもあります。

【城西国際大学 大地震対応マニュアル】

大地震発生時の対応を記載したマニュアルです。
緊急時に落ち着いた行動ができるよう、事前に内容を確認してください。



大地震マニュアル

＜震災時＞ 慌てず身を守ること

(避難場所)

千葉東金キャンパス 屋外の指定避難場所
東京紀尾井町キャンパス 屋外に飛び出さず、建物にとどまり避難指示を待ってください。

＜火災時＞ 無理に消そうとせず、火から逃れること

(避難場所)

千葉東金キャンパス 屋外の指定避難場所
東京紀尾井町キャンパス 建物の入口付近に避難し、避難指示を待ってください。

Jアラート作動時の対応について

万が一ミサイルが発射され、本学各キャンパスが所在する地域（千葉県、東京都）への影響が予想される場合には、日本政府より緊急情報がJアラート（全国瞬時警報システム）により伝達されます。併せてその情報が携帯電話やスマートフォン等の緊急速報メールや、区・市の防災行政無線屋外スピーカー等を通じて伝達されますので、落ち着いて以下の行動をとってください。

また、これらの緊急情報にあわせ、テレビ・ラジオの報道情報等にも注意してください。

1. 緊急速報メールや防災行政無線等で緊急情報が伝達された場合の行動

(1) 屋外にいる場合

- ・ 近くの建物の中、または地下がある場合は地下階に避難する。
- ・ 近くに適当な建物が無い場合は、物陰に身を隠すか地面に伏して頭部を守る。

(2) 屋内にいる場合

- ・ 出来るだけ窓から離れ、出来れば窓の無い部屋に移動する。

(3) 自家用車、シャトルバス等の車内にいる場合

- ・ 燃料のガソリン等に引火する恐れがあるため、すぐに車から降り、近くの建物へ避難する。周囲に避難できる建物が無い場合は、車から出来るだけ離れ地面に伏せ頭部を守る。

2. ミサイルが着弾した場合の行動

(1) 屋外の場合

- ・ 近くにミサイルが着弾した場合は、口と鼻をハンカチ等で覆いながら、直ちに現場から離れ、密閉性の高い屋内の部屋、または、風上に避難する。

(2) 屋内の場合

- ・ 換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

(3) 弾道の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビやラジオ、インターネットを通じて、情報収集に努めてください。学内では大学当局から、学外では行政等からの指示に従い、落ち着いて行動すること。

自転車通学について（千葉東金キャンパス通学者）

※東京紀尾井町キャンパスは自転車通学を禁じています。

●キャンパス駐輪場

求名門側駐輪場，西門側駐輪場，薬学棟裏駐輪場，正門前駐輪場

大学周辺の近隣からは学生の交通違反やマナーの悪さなどについて多くの苦情が寄せられ，駅周辺や大学駐輪場での自転車の盗難や放置自転車も増加傾向にあります。学内において駐輪場以外での駐輪は，緊急自動車の妨げとなる場合がありますので，必ず駐輪場に駐輪し，盗難防止のために2重ロックを心掛けてください。

自転車は原則，車道左側を走行することが道路交通法で定められています。自転車を利用するにあたり，必ず正しいルールを理解してください。

2024年11月1日の道路交通法の改正により，「運転中のながらスマホ」及び「酒気帯び運転」が罰則の対象となりました。また，努力義務として，ヘルメットの着用が含まれました。

さらに，2026年4月から，自転車の交通安全をさらに高めるため，青切符，赤切符制度が導入されます。

「青切符（交通反則切符）」は，例えば信号無視やながらスマホなど，比較的軽微な違反に適用され，反則金を納付することで刑事手続きが免除されます。また，「赤切符（交通切符）」は，酒酔い運転のような重大な違反や，悪質なケースに適用され，刑事手続き（罰金や懲役刑 拘禁刑など）へと進むこととなります。

以下，主な青切符の違反について

・スマートフォンや携帯電話の使用（ながらスマホ）	12,000円
・信号無視	6,000円
・車道の右側通行	6,000円
・歩道通行※1	6,000円
・無灯火運転	5,000円
・一時停止無視	5,000円
・傘差し運転	5,000円
・並進禁止違反	3,000円

分煙について

キャンパスの屋内、屋外は全て禁煙です。喫煙は必ず指定された場所を守ること。歩きタバコ及びポイ捨ては厳禁です。また東京紀尾井町キャンパスにおいては、キャンパス周辺の路上での喫煙およびたばこのポイ捨て等の行為は条例により禁止されています。 喫煙マナーを守れない学生を発見した場合、大学より処罰を下します。

飲酒の禁止

キャンパス内の飲酒は禁止です。 キャンパス内で飲酒を発見した場合、大学より処罰を下します。

住所変更について

住所が変更になった場合は、速やかにJIU Portalにログインし、「共通タグ」の「学籍情報照会」から住所を変更してください。詳細については、オリエンテーションで説明します。

諸願・届一覧

種 類	摘 要	用紙配布窓口	提 出 先
授業欠席届 就職活動証明書 (出席証明書)	就職活動や正課外活動のインターンシップで欠席したとき	キャリア形成・ 就職センター	担当教員 (キャリア形成・ 就職センター検印後)
治療証明書	学校において予防すべき感染症(麻しん・風しん等)が治り、大学に通知するとき	学生サービス課 医務室	
身上異動届	本籍地異動・改姓名等があったとき	学生サービス課 学生支援グループ	
紛失届拾得届	事由が発生したとき		
施設使用届	大学の施設を使用したいとき		
新規団体設立願	顧問教員が必要(助教以上の専任教員) ※大学が定める募集期間で提出する		
授業欠席届	病気等の理由により欠席した時	留学生別科事務室	
帰国届	帰国する時(一時的な帰国含む)		
住所変更届	本人または父母、保証人の住所を変更した時		
アルバイト先届け出書	アルバイト先が決まった時、または変更した時		
連絡先届	電話番号ができた時、または番号を変更した時(メールアドレスも含む)		
公欠届	授業欠席の事由が、本学が定めた公欠事由に該当するとき		

※ 本学学生は、入学時に登録した個人情報(連絡先、住所など)の変更があった場合は、事務室にて変更手続きを行ってください。また、この情報については、緊急時の連絡、保証人等への連絡及び在籍中の生活指導等に用いられます。なお、その運用については「個人情報の保護に関する法律」の規定に則し、取り扱われます。また、「保証人変更届」等の各種届出用紙や「証明書発行願」等の各種申請用紙についても前記法律に則し運用されます。

各種証明書

証明書センターは、本部棟1階事務室内の学生サービス課に置き、各種証明書の受付・発行を取り扱っています。発行する証明書の種類と手数料については、次頁の「証明書発行一覧」を参照してください。

また、東京紀尾井町キャンパスは学生支援グループが窓口になります。

※メールや電話、Faxによる証明書の申込みは、受け付けません。

I 証明書の申し込みおよび発行

証明書発行機での発行

- ・対象は 在学生 です。
- ・千葉東金キャンパスは本部棟1階、東京紀尾井キャンパスは3号棟1階に設置しています。
- ・学生証を読み込ませて、所定の操作をしてください。即日発行されます。
- ・証明書発行機で対応しない種類の証明書は、証明書センター及び学生支援グループで申し込みしてください。即日発行できない証明書もありますので注意してください。
- ・証明書の有効期間は3ヶ月です。

窓口・郵送での受付

- ・対象は 退学者、在学生、卒業生、大学院の修了生 です。
- ・証明書発行の際に、請求者が本人であることを証明する身分証明書類の提示が必要です（郵送申込の場合はコピーの同封）
- ・本人以外の代理人が申請する場合には、委任状及び請求者本人の身分証明書類（コピー可）と、代理人の身分証明書類の提示が必要です（郵送申込の場合はコピーの同封）
- ・手数料は現金または郵便定額小為替の取り扱いとなります。現金を郵送する場合は必ず現金書留をご利用ください。過不足がないよう、金額を確認のうえ同封してください。郵便定額小為替には何も記入しないでください。

※郵送での申込方法の詳細は、大学ホームページの各種証明書発行をご確認ください。

II 学生旅客運賃割引証（学割証）

学割証は学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。証明書自動発行機から取得できます（無料）

1. 学割証は、片道の区間内において、100kmを超え、帰省等で利用する場合に使用することができます。（JR 各社のみ）適用されるのは「乗車券」のみで、特急券やグリーン券には適用されませんので、ご注意ください。（参考）8名以上の団体で旅行する場合は、団体割引が利用できます。
2. 一人あたりの年間利用枚数制限というものはありませんが、学割証の発行は使用目的の範囲に限られますので、決められた使用目的の範囲内でご使用ください。証明書自動発行機は一人年間10枚と制限しています。10枚以上利用する学生は、学生サービス課/学生支援グループ窓口で申請をしてください。
3. 学割証の有効期限は、発行から3ヶ月です。ただし卒業予定の学生の場合、3月卒業の有効期限は3月31日まで、8月卒業の有効期限は8月31日までとなりますのでご注意ください。
4. 学割証はJR各社が自社の利用に関して発行しているものですので、JR各社のみが対象です。JRバスなどJR系列の会社で適用されるのかどうか、他の鉄道会社・交通機関等に適用されるのかどうかについては、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社へご確認ください。
5. 不正利用の禁止。他人名義のものや記入事項を勝手に書き換えて使用すると、本人が処罰されることはもちろん、大学全体の学割証発行停止処分を受けることとなりますので、使用には注意してください。

6. 学割証を使うときは、学生証を携帯してください。旅行中に係員から学生証の掲示を求められたら、見せる必要があります。

※使用上の注意は、学割証の裏面に記載があります。よく読んでご確認ください。

III 通学定期

通学定期券の購入には、通学証明書が求められる交通機関がありますが、本学ではプラスチックカードの学生証が通学証明書に該当します。プラスチックカードの学生証と一緒に配付される「学生証裏面シール」に必要事項を記入の上、必ず学生証の裏面に貼付してください。購入の際は、駅またはバス会社の販売窓口で学生証を提示し、通学定期券を購入する旨を伝え、購入手続きを行ってください。別途通学証明書が必要な場合は、学生サービス課／学生支援グループ窓口にて申し込みをおこなってください。クラブ・サークル等活動やアルバイト等のために定められた最寄り駅以外の区間の通学定期は購入できません。虚偽の申請をして購入した場合は、今後、本学学生の定期券発行禁止や違反学生への罰金など厳しい措置が課せられますので注意してください。

「学生証裏面シール」に記入する住所は、必ず大学へ登録している住所を記入すること。

住所変更があった場合は、事務室で住所変更を行うとともに、「学生証裏面シール」の再交付を受けてください。大学に登録されている住所と異なる住所で通学定期を購入すると不正利用になります。住所変更があった場合は、必ず事務室で住所変更を行ってください。

証明書発行一覧

種類	手数料	交付期間	受付および発行
在学証明書	500 円	即日	自動発行機 学生サービス課で 窓口受付、郵送受付
成績証明書			
卒業証明書			
健康診断証明書			
仮受験票	500 円	即日	自動発行機
学割証	無料	即時	自動発行機、窓口受付
英文（証明書）	500 円	7 業務日後	学生サービス課で 窓口受付、郵送受付
出席状況証明書	500円	2業務日後	留学生別科事務室
学生証（再発行）	2,100 円	3業務日後	学生サービス課の窓口受付
通学定期乗車券購入兼用 証明書(学生証裏面シール)	無料	即時配布	学生サービス課の窓口

学生通則

- 第1条 本学学生に関する規定は関連法令に記載されたもののほか、この通則に定めるところによる。
- 第2条 学生は提出した個人情報に変更があったときは、そのつど速やかに学生サービス課に届け出なければならない。
- 第3条 学生は学生証の交付を受け、必ずこれを携帯し、本学教職員より提示を求められた場合は、いつでもこれを提示しなければならない。
- 2 学生証は入学時に交付する。
 - 3 学生証を紛失したときは、直ちに学生サービス課に届け出て再発行を受けなければならない。
 - 4 学生証の所持資格を失ったときは、直ちにこれを返納しなければならない。
- 第4条 学生は、毎年 1 回本学施行の健康診断を受けなければならない。
- 第5条 学生はその本分を自覚し、社会的な規則・マナーを遵守すること。他の人に対する暴力行為・迷惑行為・ハラスメントなどは決して許されない行為である。また、これらの行為を目撃した際には速やかに学生支援部学生サービス課へ申し出ること。
- 第6条 学生が、日本国内で自動車・オートバイを運転する際には、日本国の運転免許を所持しなければならない。
- 2 学生が、交通手段として自動車・オートバイを用いる場合、記名被保険者（又は同居の親族）として自動車（バイク）任意保険に加入し、学生支援部に登録することによりそれを認める。その場合、指定の駐車場に駐車する事を義務付ける。
- 第7条 学生が学内で団体を結成しようとするときは、代表者と顧問教員（本学専任教員）を定め、所定の様式に従い、代表者および顧問教員が連署・押印をもって学生支援担当部長を経て学長の許可を得なければならない。
- 2 許可された団体は、指定された日までに所定の団体名簿を学生支援担当部長に提出しなければならない。提出のないときは解散したものとみなす。
- 第8条 本学は、多様な文化的背景を持つ学生が世界各地から集まっている国際大学である。したがって、本学において、特定の政治的・思想的および宗教的活動をしてはならない。また、政治的・思想的および宗教的団体と認められるものを組織してはならない。なおかつ、学外においても、大学名を使用して同様の活動および団体を組織してはならない。
- 第9条 学生団体が学外団体に参加しようとするとき、または学外において本学名を使用して団体活動しようとするときは、代表者及び顧問教員の連署・押印をもって学生支援担当部長を経て学長の許可を得なければならない。
- 第10条 学生が学内において集会を開こうとするときは、代表者はその7日前までに所定の様式に従い、その日時・使用しようとする施設・その他必要事項を記載の上、学生支援担当部長に願い出て許可を得なければならない。なお、集会の終了後その結果について学生支援部長に報告するものとする。
- 2 前項の集会は、午前9時から午後8時までの間とする。
- 第11条 学生が学内外において文書の配布及び掲示をするときは、その責任者氏名を記載した文書を提示し、所定の様式に従い学生支援担当部長の許可を得なければならない。
- 2 前項の掲示は、本学所定の掲示板に掲示するものとし、その掲示期間は2か月以内とする。
- 第12条 学生が学内において募金活動、世論調査、署名運動、投票及び寄付募集などの行為をしようとするときは、本学教職員を責任者とし、あらかじめ学生支援担当部長を経て学長の許可を得なければならない。
- 2 前項に定める行為の責任者は、その行為実施に関しては学生支援担当部長の指示に従うとともにその結果を報告しなければならない。
 - 3 第1項に定める行為は、本学教職員及び学生以外の者を含むときには、その行為の一切を禁ずる。
- 第13条 学生が、学生通則あるいは学内諸規則に違反したと認められるときは、学則第 9 5 条に基づき懲戒の対象となる。また、学生団体が学生通則あるいは学内諸規則に違反したと認められるときは、活動停止または解散を命ずる。

附則	この規則は平成6年4月1日から施行する。
附則	この改正は平成 11 年7月1日から施行する。
附則	この改正は平成 17 年4月1日から施行する。
附則	この改正は平成 30 年4月1日から施行する。
附則	この改正は令和 7 年4月1日から施行する。

城西国際大学ハラスメントの防止等のためのガイドライン

1 ハラスメント防止に関する基本的考え方

本学は、すべての学生及び職員が個人として尊重され、健全で快適、ハラスメントを受けることなく、本学での学生の修学、教育職員の教育・研究及び事務職員の勤務等に専念できる環境を確保します。この目的を達成するため、本学は、学内における多様なハラスメントの防止に努めるとともに、万が一ハラスメントに起因する問題が発生した場合には、迅速かつ適切な対応に努めます。

2 ハラスメントとは

修学、教育・研究及び勤務の場において、学生及び職員が、他の学生もしくは職員等に対し、不利益や不快感を与える人権侵害的性質を持った言動を総称し、「キャンパス・ハラスメント」といいます。

(1) セクシュアル・ハラスメント

職務上の地位を利用した性的な言動により、相手方に不快な思いをさせ、若しくは精神的・肉体的苦痛を与えること、又は本人が意図するとせざるとにかかわらず、性的な言動等により、それによって、相手方を不愉快にし、屈辱感を与え、若しくは相手方の教育・研究及び労働環境を悪化させることをいいます。

- (例) ・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること
- ・聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと
 - ・性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とすること
 - ・食事やデートにしつこく誘うこと。
 - ・性的な内容の電話をかけたたり、性的な内容の手紙・Eメールを送ること
 - ・性的な関係を強要すること
 - ・カラオケでのデュエットを強要すること

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場における地位又は権力を利用して行う不適切で不当な言動、指導又は待遇により相手方の学習・研究意欲を低下させ、精神的・肉体的苦痛を与え、又は教育・研究環境を悪化させることをいいます。

- (例) ・正当な理由なく教育・研究上の指導を一切しないこと
- ・正当な理由なく研究室や資料室などへの立ち入りを禁止すること
 - ・研究費から支出すべき費用などを不当に学生等に負担させること
 - ・プライベートな行動に付き合うことや送り迎えを強要すること
 - ・必要もないのに、休日の研究や深夜における指導を強要すること

(3) パワー・ハラスメント

職場における地位又は権力を利用して相手方の人格や尊厳を損なう不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の労働意欲を低下させ、又は労働環境を悪化させることをいいます。

- (例) ・正当な理由なく仕事を与えないこと
- ・業務指導の範囲を越えて、相手の人格を傷つけ、人権を侵害するような言動をすること
 - ・部下を無視したり、侮辱的言動をすること
 - ・心理的に恐怖感を与えるような言動をすること
 - ・退職や転職を強要すること

(4) ジェンダー・ハラスメント

個人の能力や特性を無視した性別による差別意識に基づく言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、教育・研究及び労働環境を悪化させることをいう。

- (例) ・原因を性別によるような言い方をすること「やっぱり女では無理なようだ」
- ・お茶出し等を女性だけに命じること
 - ・「男のくせに情けない」などの性に関する固定観念に基づく発言をすること

(5) マタニティー・ハラスメント

女性職員が妊娠したことや出産したこと及びこれらに伴う法令に基づく休業を請求し、若しくは、休業をしたことに対して、不適切で不当な言動、指導又は待遇により、相手方を不愉快にし、又は相手方の教育・研究及び労働環境を悪化させることをいう。

- (例) ・産前休暇の取得に対し、「休みをとるなら辞めてもらう」などと言うこと
- ・女性職員が妊娠したことにより、上司や同僚がその女性職員に対し、繰り返し又は継続的に嫌がらせ等を行うこと

(6) 育児又は介護休業に対するハラスメント

職員が法令に基づく育児休業、又は介護休業を請求し、若しくは、休業をしたことに対して、不適切で不当な言動、指導又は待遇により、相手方を不愉快にし、又は相手方の教育・研究及び労働環境を悪化させることをいう。

- (例) ・職員が介護休業等の請求をしたい旨を上司に相談したところ、上司がその職員に対し、請求をしないように言うこと
- ・職員が育児休業の取得について上司に相談したところ、「男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない」などと言いつつ、取得をあきらめさせること

(7) その他のハラスメント

その他前各号に準ずる不当、不適切な言動であって、相手方に精神的・肉体的苦痛、不快感その他の不利益をあたえるものをいう。

3 ハラスメントの影響

(1) 相手方（被害者）の人生に対する多大な悪影響

ハラスメントの問題は、被害者がハラスメントを受けたことにより、大学にいつらくなって退学や退職をしたり、うつ病などを発症して長期間にわたり回復しない状態に陥ったりすることです。これは、お金などで解決できる問題では決してなく、相手の一生に取り返しのつかない大きな影響を残すことを強く認識する必要があります。

(2) 大学全体に対する不利益な影響

ハラスメントは、被害者及び加害者のみならず、周囲の者に対しても大きな影響を及ぼします。学生・職員の修学・勤労意欲の低下や学生・職員のモラルダウンをまねくとともに、退学による学生数の減少、退職による業務生産性の低下等により、大学組織の健全な運営を阻害することにつながります。

また、大学の信用失墜は免れず、創立以来諸先輩方が営々と築き上げた歴史と伝統に大きな傷を残すこととなります。

(3) 本人（加害者）に対する影響

ハラスメントは、加害者にとっても懲戒処分の対象となったり、裁判に訴えられたりして自身も大きな不利益を被ることになります。

4 職員及び学生の責務

職員及び学生の最大の責務は、ハラスメントを行ってはならないことです。そして、他者がハラスメントを行うことを容認してはならないことです。

職員及び学生は、監督者の指導等に従い、ハラスメントの防止及び排除に協力し、万が一、ハラスメント事案が生じた場合は、健全な大学を取り戻すために、ハラスメント防止委員会が行う調査等に協力をしなければなりません。

5 ハラスメントを行わないための心構え

ハラスメントは、個人や立場により、その捉え方が異なるため、判断が難しい場合がありますが、以下の点について、十分に認識するように心がけてください。

- (1) 性的言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、立場等により差異があります。親しさを表現するつもりでの言動であつたとしても、発言者本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合が存在します。安易に「この程度であれば許容されるであろう」という憶測や、「良好な人間関係を構築できている」と思いこまないよう注意してください。
- (2) 相手が拒否したり、嫌がっていると感じた場合は、同じ言動を繰り返さないようにしてください。
- (3) ハラスメントに該当するか否かについて、相手から常に意思表示があるとは限りません。ハラスメントの被害を受けた者が、人間関係や力関係を考慮し、拒否することができない場合も多く、拒否の意思表示がないことを必ずしも合意もしくは同意であると解釈しないよう注意してください。

6 ハラスメントの被害に遭った場合

ハラスメントの被害に遭った、あるいは遭ったと感じたら、言葉と態度でできるだけ明確に拒否の意思を示してください。そして、明らかにハラスメントに該当する行為を目撃した場合も含めて、事態が悪化する前にハラスメント相談員（以下「相談員」という。）に相談してください。

ハラスメントは、相手が、自分の言動がハラスメントに該当していることに気付いていない場合も多々あります。相手との関係が敵対的でない場合等は、当該行為がハラスメントであり不快であることを、何らかの方法により相手に伝えることで、解決することが可能な場合もあります。

7 問題の解決に向けて

(1) 相談員への相談

ハラスメントの相談に対応するため、ハラスメントに関する相談窓口を学部・研究科及び事務局等に設置しています。そこには、ジェンダーバランスを考慮して適任の人が相談員として配置されています。相談は、各人の所属にかかわらず、どの相談員に対しても可能です。また、相談は、面談形式で行うことも、電話による相談も可能ですし、同僚や友人などの付き添いを付けることも可能です。

相談員の氏名、連絡先等は、城西国際大学ホームページ、学内掲示板で公表しています。

(2) ハラスメント防止委員会

ア 本学は、ハラスメントに関する情報の収集、苦情処理、広報、防止対策等の活動を行うため、ハラスメント防止委員会を設置しています。

イ 委員会は、ハラスメント防止態勢の検証等を行うとともに、相談員から通報された相談内容を中立公正な立場で調査し問題解決を図ります。

8 不利益取扱いの禁止

ハラスメントに係る相談及び調査への協力，その他ハラスメントに関して正当な対応を行なった者に対し，そのことをもって不利益な取扱いをすることがあってはなりません。不利益な取扱いとは，ハラスメントの被害者はもちろんのこと，被害者以外の相談者その他の関係者，相談員，ハラスメント防止委員会の委員等が，苦情の相手方等から，脅迫，威圧，いやがらせ等の行為を受けることです。

9 啓発及び教育・研修活動について

本学では，ハラスメント防止委員会を中心に，各種ハラスメントの防止に関する情報の収集と提供，広報活動，ハラスメント相談員の識能向上，学生及び職員に向けた基本的人権に関わる啓発，教育・研修活動に取り組みます。

10 守秘義務

ハラスメントに起因する事案に係るすべての関係者は，相談者等のプライバシーや名誉，その他の人権を尊重するとともに，業務上知り得た関係情報について他に漏らすことは決してありません。

城西国際大学ハラスメント防止等に関する規程

決定日：平成 29 年 1 月 25 日

決定機関：学校法人城西大学理事会

(平成 28 年度 (国) 規程第 14 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条

本規程は、「学校法人城西国際大学ハラスメントの防止に対する方針」に基づき、城西国際大学（以下「大学」という。）において、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、ジェンダーハラスメント、マタニティーハラスメント、育児又は介護休業に対するハラスメント及びその他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止・排除のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本学の職員及び学生の健全で快適な教育・研究及び労働環境を醸成し確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条

本規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「セクシュアルハラスメント」とは、職務上の地位を利用した性的な言動により、相手方に不快な思いをさせ、若しくは精神的・肉体的苦痛を与えること、又は本人が意図するとせざるとにかかわらず、性的な言動等により、それによって、相手方を不愉快にし、屈辱感を与え、若しくは相手方の教育・研究及び労働環境を悪化させることをいう。なお、相手方とは直接的に性的な言動の相手方となった被害者に限らず、性的な言動により教育・研究及び労働環境を害された全ての相手方が該当する。
- (2) 「アカデミックハラスメント」とは、教育・研究の場における地位又は権力を利用して行う不適切で不当な言動、指導又は待遇により相手方の学習・研究意欲を低下させ、精神的・肉体的苦痛を与え、又は教育・研究環境を悪化させることをいう。
- (3) 職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境を害することをいう。なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。
- (4) 「ジェンダーハラスメント」とは、個人の能力や特性を無視した性別による差別意識に基づく言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、教育・研究及び労働環境を悪化させることをいう。なお、性別による差別意識に基づく言動とは相手方の性的指向又は性自認の状況に関わらないほか、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。
- (5) 「マタニティーハラスメント」とは、女性職員が妊娠したこと、出産したこと、及び、これらに伴う法令に基づく休業を請求し、若しくは、休業をしたことに対して、不適切で不当な言動（不妊治療に対する否定的な言動を含む。）、指導又は待遇により、相手方を不愉快にし、又は相手方の教育・研究及び労働環境を悪化させることをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、マタニティーハラスメントには該当しない。
- (6) 「育児又は介護休業に対するハラスメント」とは、職員が法令に基づく育児休業又は介護休業を請求し、若しくは休業をしたことに対して、不適切で不当な言動、指導又は待遇により、相手方を不愉快にし、又は相手方の教育・研究及び労働環境を悪化させることをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、育児又は介護休業に対するハラスメントには該当しない。
- (7) 「その他のハラスメント」とは、その他前各号に準ずる不当・不適切な言動であって、相手方に精神的・肉体的苦痛、不快感その他の不利益を与えることをいう。
- (8) 「職員」とは、専任・非専任の区別なく、派遣職員を含む本学で勤務する全ての者をいう。
- (9) 「学生」とは、本学の学則に定める学生をいう。
- (10) 「本学関係者」とは、課外活動指導者、学生の保護者、取引業者、学生であった者、職員であった者その他本条第 8 号及び同第 9 号に掲げる者以外の者であって本学と関係を有する者をいう。

(適用範囲)

第 3 条

本規程は、職員、学生及び本学関係者（以下「本学の構成員」という。）に適用する。

(対象とするハラスメントの範囲)

第 4 条

本規程が対象とするハラスメントは、就業・修学時間内及び本学キャンパス内に限定しない。

- 2 被害者又は加害者の一方が本学の構成員でない場合であっても、本学の教育研究活動に影響を及ぼす事実については、この規程を準用する。

(本学の責務)

第 6 条

本学は、ハラスメントを人権侵害として予防する義務を負い、その防止のために本学の構成員の意識を高め、ハラスメントが行われない環境を醸成し維持するために必要な施策、広報、研修等の措置を講じるものとする。

- 2 本学は、本学の構成員に関するハラスメントの申出があった場合には、これに誠実に対応し、ハラスメントを排除し、発生した不利益を除去し、回復するために適切な措置を講じるものとする。

- 3 本学は、ハラスメントの事案に関わった人のプライバシー、名誉その他の人権が不当に侵害されることのないよう守秘義務を徹底するものとする。
(学長、部局の長及び監督者の責務)

第7条

学長は、ハラスメント防止統括責任者として、快適なキャンパス環境を醸成し維持するため、本学におけるハラスメントの防止等のために必要な施策を講じなければならない。

- 2 学部、研究科、図書館、附属機関、事務局等（以下「部局」という。）の長は、健全で快適なキャンパス環境を醸成し維持するため、当該部局におけるハラスメントの防止等のために必要な施策、広報、研修等の措置を講じなければならない。
- 3 監督者は、健全で快適なキャンパス環境を醸成し維持するため、その職務の一環としてハラスメントの防止・排除を努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

第2章 ハラスメント防止委員会

(ハラスメント防止委員会の設置及び所掌事項)

第8条

本学に、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置き、その所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ハラスメントの防止・排除に関する施策について、企画立案し、学長に提言又は助言等を行うこと。
- (2) 部局のハラスメントに係る問題の対応に関し、必要に応じて助言又は勧告等を行うこと。
- (3) 第12条に規定する全学相談窓口の運営等に関すること。
- (4) ハラスメントに係る問題の解決に関すること。
- (5) 理事長及び学長から諮問された事項について調査・報告を行うこと。
- (6) その他ハラスメントの防止等に関すること。

(組織)

第9条

防止委員会は、学長が委嘱する次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長又は学長補佐
 - (2) 経営情報学部、国際人文学部、メディア学部又は観光学部の教授 2人
 - (3) 福祉総合学部、薬学部又は看護学部の教授 2人
 - (4) 大学院の教授 1人
 - (5) 人事担当部長及び学生支援担当部長
 - (6) 人事担当課長及び学生サービス担当課長
 - (7) その他防止委員会が必要と認めた者 若干名
- 2 防止委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第1項第1号に掲げる委員のうちから学長が指名する者をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。
 - 3 委員長は、防止委員会の会務を掌理する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 5 第1項第2号から第4号まで及び第7号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 防止委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者（学外者を含む。）を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(ハラスメント全学調停委員会)

第10条

防止委員会は、本学構成員からハラスメントの申立てがあり、その相手方となる当事者が応諾したときは、その調停に当たらせるため、事案ごとにハラスメント全学調停委員会（以下「全学調停委員会」という。）を置くことができる。

- 2 前項の全学調停委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(ハラスメント全学調査委員会)

第11条

防止委員会は、本学の構成員からハラスメントの申立てがあり、必要と認めるときは、その事実関係の調査に当たらせるため、事案ごとにハラスメント全学調査委員会（以下「全学調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 前項の全学調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 ハラスメント相談窓口

(全学相談窓口)

第12条

本学に、本学に係るハラスメントに関する相談等に対応させるため、全学相談窓口を設置する。全学相談窓口は、ハラスメント相談の全学相談員を常駐させ、連絡先・連絡方法を明らかにし、本学の構成員の誰もが相談可能なものとする。

- 2 全学相談窓口の長は、防止委員会の委員長が兼務することとし、学長が委嘱する。

- 3 全学相談員は、防止委員会の委員長の指名により、学長が委嘱する。この場合において、全学相談員はジェンダーバランスに配慮する。
- 4 全学相談窓口におけるハラスメントに関する相談は、面談によるほか、電話その他の方法で受け付けるものとする。5 全学相談員は、相談に対し、その内容、状況等に応じ適切に対応するとともに、ハラスメントに関する問題の解決に必要な援助及び情報の提供等を行う。
- 6 全学相談員は、前項の職務の遂行に当たっては、適宜、防止委員会の委員長に相談し、必要な助言を受けるとともに、必要に応じ関係部署と連携を図るものとする。
- 7 全学相談員は、ハラスメントに関する相談内容を記録し、別に定める方法により、その概要を防止委員会の委員長に報告するものとする。
- 8 全学相談窓口の運営等に関し必要な事項は、別に定める。
(部局相談窓口)

第13条

部局に、当該部局に係るハラスメントに関する相談等に対応させるため、部局相談窓口を設置する。ただし、部局の事情を勘案し、防止委員会の定めるところにより、複数の部局が合同で部局相談窓口を設置することができる。

- 2 部局相談員は、当該部局の長が委嘱する。この場合において、部局相談員はジェンダーバランスに配慮する。
- 3 前条第4項から第7項までの規定は、部局相談員の職務等について準用する。この場合において、同条第6項中「防止委員会の委員長」とあるのは「当該部局の長又は防止委員会の委員長」と、同条第7項中「防止委員会の委員長」とあるのは「当該部局の長及び防止委員会の委員長」と読み替えるものとする。
- 4 部局相談窓口の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 ハラスメントの相談、申立て及び問題解決の手続

(ハラスメントに関する相談・申立て)

第14条

本学の構成員は、ハラスメントの被害がある場合には、全学相談員又は部局相談員（以下単に「相談員」という。）に相談することができる。

- 2 前項の相談は、匿名で行うことができる。
- 3 本学の構成員は、相談によって問題が解決できない場合には、防止委員会に調停又は調査の申立てをすることができる。4 前項の申立ては、所定の様式により行うものとする。当該申立ては、匿名で行うことはできない。

(ハラスメントの問題解決の手続)

第15条

この規程で定めるハラスメントの解決方法は、次の各号に定めるものとする。

(1) 相談

- ア. 相談とは、相談員が相談者から事情を聴取し、解決のための手順及び手続について助言しながら問題の解決を図ることをいう。
- イ. 相談は、相談員が原則として複数で対応しなければならない。
- ウ. 相談者は、相談員が認めた場合には、相談員との面談に家族、友人又は職員を付き添わせることができる。

(2) 調停

- ア. 調停とは、全学調停委員会が相互の話し合いの場を設け又は相互の主張の仲立ちを行い、問題の解決を図る対応をいう。
- イ. 調停は、本学の構成員から申立てがあつて防止委員会が必要と認め、かつ相手方の同意があつた場合に開始する。
- ウ. 調停は、調停員、申立人及び相手方の三者が同席する方法又は調停員が間に入り直接は相対しない方法、若しくはその併用によって行う。
- エ. 調停は、申立人及び相手方が調停案を受け入れた場合、申立人若しくは相手方が調停の打ち切りを希望した場合、又は相当期間内に調停案に合意する見込みがない場合には、終了する。
- オ. 調停により合意したときは、申立人、相手方及び調停員で合意内容を文書で確認する。カ. 全学調停委員会の委員長は、調停の結果を防止委員会に報告する。

(3) 調査

- ア. 調査とは、全学調査委員会が公平かつ適正な調査により事実関係を明らかにし、相手方の言動がハラスメントに該当するかの否かを判断した上で、その結果を当事者に通知するとともに、必要に応じて相手方又はその部局の長若しくは監督者に対して当該ハラスメントに起因する問題を解決するために実行すべき措置を要請することによって問題の解決を図る対応をいう。
- イ. 調査は、本学の構成員から申立てがあつて防止委員会が必要と認めた場合、又は申立てはなされていないが当該事案が重大で防止委員会が必要と認めた場合に開始する。
- ウ. 全学調査委員会は、事案に関わる事実とハラスメントに該当するかの否かの意見を付した調査報告書を作成する。
- エ. 全学調査委員会の委員長は、調査の結果を防止委員会に報告する。

(緊急時における対応)

第16条

防止委員会の委員長は、緊急の対応を要する場合には、学長と協議の上、相談者又は申立人の同意を得た上で、部局の長に適切な措置を要請することができる。

(相談、申立て及び問題解決の手続)

第 17 条

前3条に定めるもののほか、ハラスメントに関する相談、申立て及び問題解決の手続については、別に定めるガイドラインに即して行うものとする。

第 5 章 調査結果に基づく措置等

(ハラスメントの認定又は不認定)

第 18 条

防止委員会は、全学調査委員会から調査報告書の提出があった場合には、審議を行い、ハラスメントの事実の認定又は不認定を行わなければならない。

(認定の通知等)

第 19 条

防止委員会は、調査の結果及び防止委員会の判断を申立人及び相手方に通知しなければならない。

2 防止委員会は、ハラスメントの事実の認定をした場合には、調査の結果及び防止委員会の判断を学長に報告しなければならない。

3 防止委員会は、認定をしたハラスメントの事実が懲戒処分相当であると認められる程度に重大であるときは、当該相手方に対する懲戒につき権限を有する者に対し、懲戒解雇を含む懲戒処分に係る手続に付する旨を勧告するものとする。

4 学長は、防止委員会から報告された事案に関し、職員、学生及び本学関係者に関する問題については所要の措置を決定して理事長に報告する。

5 学長は、関係者の処分が必要と判断した場合には、当該関係者が学生の場合にあっては大学等の学則に基づき厳正な処分を講ずるものとし、職員の場合にあっては就業規則による懲戒の手続に付する旨を理事長に勧告するものとする。

(学外者に対する措置)

第 20 条

学長は、ハラスメントに学外者が関与していた場合には、当該学外者に対して適切な措置をとるものとする。

2 学長は、相手方が本学の構成員であってもその管理監督権が及ばない者である場合には、相手方が所属する組織に申入れを行う。

第 6 章 留意事項

(代理人及び補佐人の同席禁止)

第 21 条

申立人及び相手方は、調停及び調査の際に、代理人及び補佐人を代理出席又は同席させることはできない。

(プライバシー等への配慮及び守秘義務)

第 22 条

ハラスメントの対応に係る防止委員会の委員、相談員等全ての者は、問題の当事者及びこれに関係する者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、ハラスメントの対応に当たって知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱い等の禁止)

第 23 条

本学の構成員は、ハラスメントに関する相談、申立て、調査への協力その他ハラスメントの防止等に関し正当な対応をした職員又は学生に対し、そのことをもって不利益な取扱い又は嫌がらせをしてはならない。

(虚偽証言の禁止)

第 24 条

本学の構成員は、虚偽の申立てや証言をしてはならない。

(事務)

第 25 条

ハラスメントの防止等に関する事務は、人事を担当する部署及び学生サービスを担当する部署が連携協力して処理する。

(その他)

第 26 条

本規程に定めるもののほか、本規程を実施するために必要な事項は、防止委員会の議を経て行う。

附 則 (平成 28 年度 (国) 規程第 14 号)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、城西国際大学ハラスメント等の防止に係る規程 (平成 23 年度 (国) 規程第 38 号) は、これを廃止する。

附 則 (令和 2 年度 (国) 規程第 1 号)

1 この規程は、令和 2 年 6 月 24 日から施行する。

2 この改正施行後最初に委嘱される第 9 条第 2 号から第 4 号まで及び第 7 号に掲げる委員の任期は、改正後の第 9 条第 5 項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (令和 6 年度 (国) 規程第 35 号)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

城西国際大学における障害のある学生の 支援に関するガイドライン

I 目的

このガイドラインは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）に即して、城西国際大学における障害のある学生に対する差別的取扱いの解消を推進し、学習・学生生活を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

II 基本理念

城西国際大学は、国際連合の「障害者の権利に関する条約」および我が国の「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則って、障害を理由とする差別の解消に取り組むよう努め、障害のあるなしによって分け隔てをすることなく互いに人格と個性を尊重し合い学生の多様性を重んじる大学を目指す。また全ての教職員と学生は、障害について共に学び、障害のある学生が他の学生と平等に教育を受け、教育・研究に参加する機会を確保すること、かれらがその能力を最大限発揮できる環境を整えることに努める。

III 基本方針

城西国際大学は、本ガイドラインの基本理念に従って、支援の指針となる基本方針を以下のように定める。

- 1 学生の個別の意志、選択、自己決定を尊重する。
- 2 支援の在り方を考えるにあたっては、学生本人を交えて（必要に応じて保護者またはそれに代わる支援者も同席して）話し合い、その支援ニーズを尊重する。
- 3 実施される支援については、学生本人に合理的な説明を行う。
- 4 全学の関係者が協力して支援を行う。
- 5 障害のあるなしに関わらず、全ての学生に等しく教育・研究の機会を保障する。
- 6 個人情報の保護を徹底する。
- 7 支援の情報を学内外に向けて発信する。

IV 定義及び対象

本ガイドラインにおける「障害のある学生」とは、「障害者基本法」第 2 条第 1 号での規定を鑑み、本学に学ぶ全ての学生のうち「様々な障害がある者で、その障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生」に該当する者を指す。本ガイドラインが規定する支援の範囲は、入試から卒業（修了）までの修学に関する事項及び、就職・進学支援に関する事項とする。

本ガイドラインにおける「社会的障壁」とは、「障害者基本法」第 2 条第 2 号での規定を鑑み、「障害のある学生が本学における教育・研究その他学生生活全般を営む上で、障壁となるような事物、制度、慣行、観念等」を指す。

V 合理的配慮の提供

- 1 城西国際大学は、障害のある学生から社会的障壁の除去を要する旨の支援の要請があった場合、その実施に伴う負担が過重あるいは他の学生との平等性を著しく欠く場合を除き、障害のある学生の権利、尊厳、利益を侵害することにならぬよう、社会的障壁を除去するための合理的配慮を提供する。
- 2 城西国際大学は、障害のある学生に対し合理的配慮を適切かつ円滑に実施するため、本学の施設、制度、体制に関し、改善に努める。
- 3 城西国際大学は、障害のある学生に対して実施する支援の内容について、当該の学生に対し合理的に説明することに努める。

VI 相談体制の確立

城西国際大学は、障害のある学生の所属する学部あるいは大学院研究科、留学生別科、その学生のアドバイザー／ゼミナール指導教員、その学生が履修する授業担当教員、学生相談室、支援に当たる学生ボランティアその他関係部署が緊密に連携し、その学生の支援を行う。

障害のある学生又は障害のある入学希望者とその家族など関係者からの相談を受け付ける窓口として以下のものを置く。

- 1 各学部および大学院研究科、留学生別科に、それぞれに所属する教員のなかから指名された「障害学生支援委員」
- 2 学生サービス課、学生相談室、国際課
- 3 各学部、大学院研究科、留学生別科事務室
- 4 入試課

障害のある学生本人が、不当な差別的扱いを受けたと感じた場合において、その相談に応じるための窓口を、下記の通り指定する。

- 1 障害学生支援委員会（ユニバーサル・サポート委員会）
- 2 学生サービス課
- 3 ハラスメント防止委員会

障害学生支援委員会では、障害学生支援の方策・課題の検討・審議、支援方法の研究・開発を行い、障害のある学生の支援に係る全学的な取り組みについて学長に助言し、また各部署における支援の実施を推進・支援するとともに、各部署間の調整を行う。

VII 啓発

- 1 城西国際大学は、全ての教職員に対し、障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の必要性に関する理解の促進、また障害のある学生が置かれている状況や障害特性への理解を促進するため、必要な研修、啓発を行っていくものとする。
- 2 教職員が、障害のある学生に対して不当な差別的取り扱いを行った場合、あるいは過度の負担その他正当な理由なく合理的配慮の提供を怠った場合、城西国際大学は、当該教職員に対し研修の受講など適切な対応を命じることとする。

VIII 情報公開

城西国際大学は、障害のある学生及び本学への入学希望者等に対して、支援のガイドラインや相談体制、合理的配慮の事例などを、ホームページなどを通じて公開することとする。

障害のある入学希望者に対しては、入試課および進学を希望する各学部・大学院研究科、留学生別科が、適切な情報提供を行うよう努める。

IX 学長の責務

城西国際大学学長は、障害のある学生への差別の解消に努め、そのような差別に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処するよう努める。

城西国際大学学長は、障害のある学生への差別の解消を推進するため、学内に「障害学生対応委員会」を設置し、障害のある学生に対し合理的配慮の提供が成されるよう努める。